		日	号外	ページ
一二二	平成二十八年度の献血の推進に関する計画	三一	73	一四
一二三	消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件	三一	73	一七
一二四	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第十四号に規定するキャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるもの	三一	73	一六
一二五	労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の一部を改正する件	三一	73	一六
一二六	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件	三一	73	一六
一二七	特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件	三一	73	一六
一二八	医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の全部を改正する件	三一	73	一六
一二九	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件	三一	73	一五
一三〇	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	三一	73	一五
一三一	厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件	三一	73	一五
一三二	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件	三一	73	一五
一三三	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部を改正する件	三一	73	一七
一三四	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部を改正する件	三一	73	一七
一三五	厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件	三一	73	一八〇
一三六	厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件	三一	73	一八〇
一三七	厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件	三一	73	一八一
一三八	介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件	三一	73	一八一
一三九	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	三一	73	一八一
一四〇	建設雇用改善計画を定める件	三一	73	一八三
一四一	中小企業退職金共済法第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種を定める件	三一	73	一八四
一四二	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示	三一	73	一八九
一四三	分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針の一部を改正する件	三一	73	一九一
一四四	中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ⑴の支給率を定める件	三一	73	一九二
一四五	中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件	三一	73	一九二
一四六	中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件	三一	73	一九三
一四七	中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	三一	73	一九三
一四八	中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件	三一	73	一九三
一四九	確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件	三一	73	一九三
一五〇	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	三一	73	一九三
一五一	中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	三一	73	一九三
一五二	中小企業退職金共済法施行令第十五条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	三一	73	一九三
一五三	雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件	三一	73	一九三
一五四	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく平成二十八年度の単位掛金額を定める件	三一	73	一九三
一五五	独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第八号等に規定する厚生労働大臣の定める者の一部を改正する件	三一	73	一九三
一五六	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示	三一	73	一九三
一五七	人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件	三一	73	一九四
一五八	健康増進施設認定規程の一部を改正する件	三一	73	一九四
一五九	雇用保険法施行規則第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ⑵に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件	三一	73	一九四